

行政不服審査会の答申の要旨及び考察

令和元年10月16日

弁護士 犬塚 浩

弁護士 高木 薫

第1 行政不服審査会の答申の要旨

1 結論

本件審査請求については、参加人（愛知県の他の組合。以下「参加人」という。）による特定農林水産物等の登録の申請（以下「本件申請」という。）に地理的表示法13条1項3号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点において妥当とはいえない。

2 本件の争点

- (1) 本件申請について、地理的表示法13条1項3号イに該当する登録拒否事由があるか
- (2) 本件申請について、地理的表示法13条1項4号イに該当する登録拒否事由があるか

3 行政不服審査会の判断

- (1) 審査庁は、①「八丁味噌」の名称は、愛知県で生産された豆味噌のみに限って使用されており、いわゆる「名古屋めし」の代表的な調味料として愛知県内に定着し、愛知県の特産品として広く認知されているという社会的評価を考慮すれば、他地域で生産されている豆味噌とは全く異なる」として、「同種の農林水産物等

と比較して差別化された特徴を有している」と認めているが、審査庁が認定する社会的評価について、それを裏付ける具体的な資料は見当たらない。

「名古屋めし」の調味料として岐阜県や三重県、愛知県内の一般的な豆味噌が用いられている可能性も否定できず、審査庁の認定に係る「八丁味噌」との名称が付された豆味噌の社会的評価が、これらの一般的な豆味噌と区別されたものといえるかも判然としない。

審査請求人が提出した署名結果によれば、愛知県においては、「八丁味噌」との名称が付された豆味噌は、岡崎2社が岡崎市内において生産する豆味噌が岡崎市の特産品として相当程度認知されていることがうかがわれる。

これらを踏まえれば、更に具体的な資料に基づく十分な検討を要するものといわざるを得ない。

- (2) 審査請求人は、本件審査請求において、岡崎2社の生産する豆味噌の特性と本件申請に係る豆味噌の特性の違いを主張し、味噌玉の大きさ、重しの素材や量、仕込み桶、熟成期間の相違を強調した上で、「八丁味噌」との名称を付された豆味噌に対する社会的な評価は、専ら岡崎2社の生産する豆味噌に対するものであることをうかがわせる資料を提出しているところ、「八丁味噌」との名称が付された豆味噌に対する社会的評価が、そのまま本件申請に係る豆味噌に対する社会的評価であり、確立した特性であるとした審査庁の認定、評価において、審査請求人が指摘する岡崎2社の生産する豆味噌と本件申請に係る豆味噌の相違点が、それぞれの社会的評価において何らかの意味を持つものかどうかといった観点からの検討がなされていることをうかがうことはできず、社会的評価の観点からの検討とし

ては不十分というべきである。

- (3) ところで、本件申請に先行してなされた審査請求人による申請を含めた一連の経過、本件申請に対する審査請求人の意見の内容等に照らせば、本件申請については、審査請求人と参加人との間の本件申請に係る豆味噌の特性に関する争い、認識の相違があり、これが登録拒否事由（地理的表示法13条1項3号イの事由）の有無に関わる点であったことは明らかであったのであるから、登録を巡る紛争の回避といった観点をも加味すれば、審査請求人と参加人との間の合意形成を考慮する必要性を認めなかった判断の妥当性について疑問がないではない。そして、本件申請に係る豆味噌に「確立した特性」、「同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴」があると認められるかどうかを検討するに当たっては、審査請求人の主張、提出資料が吟味されなければならなかったことは当然である。

- (4) 以上のような事情を踏まえれば、本件申請に地理的表示法13条1項3号イの事由がないとの審査庁の判断は、必要な調査、検討を尽くしてされたものとは認められない。

本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、本件申請に地理的表示法13条1項4号イの事由があるかについての審査庁の判断の当否についてみるまでもなく、現時点において妥当とはいえない。

本件申請に地理的表示法13条1項4号イの事由があるかについては、処分庁でもある審査庁において、本件申請に係る豆味噌の社会的評価の認定、判断のために必要な調査、検討の結果を踏まえた上で、裁決において適正な判断が示されることを求める。

第 2 考察

審査請求人は、本件申請が地理的表示法 13 条 1 項 3 号イ及び同項 4 号イの登録拒否事由に該当する（すなわち、本件登録は認められるべきではなかった）として本件審査請求をするものある。

そこで、以下、同法 14 条 1 項 3 号イ及び同項 4 号イについて説明した上で、本答申について考察する。

1 地理的表示法 13 条 1 項 3 号イ、同項 4 号イの登録拒否事由

(1) 13 条 1 項 3 号イについて

農水省の定める審査要領によると、13 条 1 項 3 号該当性の審査は、「農林水産物等審査基準」に従って行くとされている。

農林水産物等審査基準は、以下の①又は②の場合には、13 条 1 項 3 号イに該当するとする。

① 農林水産物等ではないとき

② 地理的表示法 2 条 2 項

1 号「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること」

2 号「品質、社会的評価その他の確立した特性…が…（当該）生産地に主として帰せられるものであること」

の両要件を満たさないとき

上記② 2 号の要件について、「確立した特性がある」とは、申請農林農産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有しており、かつ、当該特徴を有した状態で概ね 25 年生産がされた実績があるものをいうものとし、「差別化された特性を有した状態」の該当性を判断するに当たっては、申請農林水産物等

の生産地・生産の方法・特性その他申請農林水産物等を特定するために必要な事項について、当該申請農林水産物等の生産業者の合意形成が十分に図られているかどうかを斟酌するものとされている。

(2) 13条1項4号イについて

農水省の定める審査要領によると、13条1項4号該当性の審査は、「名称審査基準」に従って行うとされている。

名称審査基準は、以下の①又は②に該当する場合は、13条1項4号イに該当するものとする。

①普通名称であるとき

②地理的表示法2条2項

1号「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること」

2号「品質、社会的評価その他の確立した特性…が…（当該）生産地に主として帰せられるものであること」

のいずれかを特定することができないとき

なお、不正競争防止法2条1項1号又は2号に掲げる行為を組成する名称である場合や、需用者が、申請農林水産物等の名称から当該申請農林水産物等について、地理的表示法2条2項各号に掲げる事項を認識できない場合は、同法2条2項各号に掲げる事項を特定することができない名称に該当する。

2 本答申についての考察

(1) 本答申は、第1の答申の要旨「3 行政不服審査会の判断」で記載したことを述べた上で、「本件申請に地理的表示法13条1項3号イの事由がないとの審査庁

の判断は、必要な調査、検討を尽くしてされたものとは認められない」として、「地理的表示法13条1項3号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点において妥当とはいえない」と結論づけた。

本答申でも述べられているが、審査庁の諮問において、本件申請が地理的表示法13条1項3号イの登録拒否事由に該当しないと判断理由が明確にされておらず、審査庁の調査検討は極めて不十分であるといわざるを得ない。本答申の判断は、極めて妥当なものだと考える。

(2) 本答申の注目すべき点は、他にも2つある。

① まず1つめは、本答申が答申書18頁において、13条1項3号イの該当性と同項4号イの該当性については、それぞれ区別して検討されるべきであるとし、「登録の申請においては、いかなる名称による申請であるかについてはひとまず措いた上でも、同項3号イの該当性が検討されるべき」旨述べた上で、答申書の最終頁で「本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、本件申請に地理的表示法13条1項4号イの事由があるかについての審査庁の判断の当否についてみるまでもなく、現時点において妥当とはいえない。」、「本件申請に地理的表示法13条1項4号イの事由があるかについては、処分庁でもある審査庁において、本件申請に係る豆味噌の社会的評価の認定、判断のために必要な調査、検討の結果を踏まえた上で、裁決において適正な判断が示されることを求める。」と述べている点である。

すなわち、本答申は、13条1項3号イと同項4号イの登録拒否事由の該当性については区別して判断すべきであるが、13条1項3号イの登録拒否事由がないとした審査庁の判断は、必要な調査、検討を尽くしてされたものとは認められないので、13条1項4号イの登録拒否事由がないとした審査庁の判断の当否を検討するまでもなく、審査庁の判断は妥当ではないと結論づけている。

このことが何を意味するかというと、本答申は、13条1項4号イの登録拒否事由がないとした審査庁の判断が妥当であったか否かについては、検討・判断をすることなく、審査庁に対して、まずは、13条1項3号イの登録拒否事由該当性について、もっとしっかり必要な調査、検討をし直すべきだと述べているのである。

その上で、本答申は、13条1項4号イの登録拒否事由該当性についても、審査庁において、本件申請に係る豆味噌の社会的評価の認定、判断のために必要な調査、検討の結果を踏まえた上で、裁決において適正な判断を示すことを求めており、審査庁が裁決をするに当たり、審査庁に対して、本答申で調査検討が不十分だとした13条1項3号イの登録拒否事由該当性のみならず、13条1項4号イの登録拒否事由該当性についても、必要な調査検討を十分に尽くすことを求めているものといえ、極めて妥当な判断である。

② 2つ目は、本答申が答申書17頁において、審査庁は、「農林水産物等審査基準において合意形成が十分に図られているかどうかを斟酌するものとされている『当該申請農林水産物等の生産業者』は原則として申請生産者団体の構成員を指すとし、『申請名称

と類似する同種の農林水産物等の生産業者の存在が認められる場合には、必要に応じこれらの者との合意形成についても考慮することが適当である」との考え方を前提としているが「そもそもこのような考え方が採られていたというのであれば、農林水産物等審査基準において明確にされ、合意形成を考慮するのはどのような場合であるかも具体的に示されているべきであった」と述べている点である。

すなわち、審査庁のような考え方（本件でいえば、申請者団体である愛知県の他の組合の構成員の間で合意形成が図られていればよく、申請者団体の構成員ではない岡崎２社は関係ないという考え方）を採るのであれば、公示されている農水省が作成した農林水産物等審査基準において明確に示されるべきだといっているのである。

かかる本答申の判断は、農水省が作成した農林水産物等審査基準の不備を指摘するものともいえ、今後の審査においても影響を与える可能性があると考えられるため、高い評価に値するものといえる。

(3) 総括

本答申は、１３条１項３号イと１３条１項４号イの登録拒否事由は別個のものであり、いずれの該当性についても十分な調査検討が尽くされるべきであるが、まず、１３条１項３号イの該当性について判断した上で、１３条１項４号イの該当性判断すべきとした点、審査基準について、かなり詳細な検討を加えている点、審査請求人の主張、提出証拠をある程度詳細に吟味している点など、高く評価できるといえる。

本答申は、審査庁の判断を拘束するものではない

が、審査庁の判断の客観性、公正性を担保するという行政不服審査会設置の趣旨からは、審査庁においても本答申の判断は十分に尊重されるべきである。

以 上

※ 答申の全文は、総務省 HP 内の以下の URL をご参照下さい。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000646794.pdf